

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	日本電気株式会社千葉支店 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1
工事等の名称	税・国保標準準拠システム導入作業委託(令和8年度)
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月10日から令和9年3月31日まで
契約金額	
工事等の概要	税・国保標準準拠システム導入作業の委託
随意契約の理由	令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システム標準化に関する法律」により地方自治体は、対象20業務(※)のシステムについて、各省庁が示す標準仕様に沿った標準準拠システムへ移行し、デジタル庁が整備するガバメントクラウドで運用することとされている。 当案件は、対象20業務の内5業務(個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険)について、ガバメントクラウド上での標準準拠システムの稼働に向けた対応として、サーバ環境の構築やシステム設定作業を行うものである。 事業者の選定にあたっては、現在生じている以下1~3の状況を考慮する必要がある。 1. 令和5年5月12日付で、現行税・国保関連システム事業者である(株)アイネスが、標準準拠版税国保システムの提供をしない旨の通知があった。 2. 令和5年8月に情報提供依頼(RFI)を実施した結果、唯一、日本電気(株)から税・国保標準準拠システムの提供が可能であると回答があった。

	3. 現行の税・国保関連システムから標準準拠システムへのデータ移行に係る作業は、現行システムのデータ設計を最も熟知している㈱アイネスが行うべきところ、人的要員の不足により同社にて実施困難となり、令和7年度から日本電気㈱にて実施している。 日本電気㈱は、上記1～3の状況を鑑みて、最も安全かつ確実なスケジュールで税・国保標準準拠システム導入作業が可能な事業者である。 他事業者に委託した場合、税・国保標準準拠システムのデータ構造の把握等から始める必要があり、実作業までの時間と経費負担が増加することが思料される。 従って、当案件については、その性質又は目的が競争入札に適しないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、日本電気株式会社を相手方として随意契約することが妥当かつ適法であると思料する。また、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、1者からのみ見積書を徴するものである。
--	--